

## **教員養成大学等**

### **令和7年度教員養成大学等における「介護等体験」事業実施要領**

#### **社会福祉法人香川県社会福祉協議会**

本事業実施要領は、「介護等体験」事業実施要綱（別添）の「教員養成に係る大学等の主な業務」に基づき具体的に推進するためのものです。

#### **1 学生からの「介護等体験申込書」の受付**

大学等は、学内の学生から「介護等体験」事業を受けたい旨の希望をお聞きいただき、希望する学生については、本人からの「介護等体験申込書」（様式1-②）の提出を受付けてください。

#### **2 「介護等体験申込書」の取りまとめ・送付**

大学等は、学生から提出のあった「介護等体験申込書」を取りまとめ、「介護等体験申込書」（様式1-①）に「介護等体験申込書」（様式1-②）を添付のうえ、香川県社会福祉協議会に送付してください。併せて体験2週間前までに健康診断書（当該年度）と保険加入者証（写）を社会福祉施設等へ提出してください。なお、社会福祉施設等から個別に要望がある関係書類についても提出してください。社会福祉施設等によっては、細菌培養検査が必要な施設もあります。事前に社会福祉施設等に連絡のうえ、確認してください。

#### **3 参加申込み期日及び実施期間について**

参加申込み（第1・2次分）によって、実施期間が異なりますのでご留意ください。

第1次分参加申込み（令和7年2月末日締切）については、令和7年4月から10月が実施期間となります。

また、第2次分参加申込み（令和7年6月末日締切）については、令和7年11月から令和8年2月が実施期間となります。

#### **4 学生に対するオリエンテーション等での指導**

(1) 大学等は、香川県社会福祉協議会からの調査結果の報告を受け、当該学生に、オリエンテーション等を通じて「介護等体験」事業の実施のためご指導ご援助ください。

特に、「介護等体験申込書」に記載された希望のとおりとならない場合が予想されるため、あらかじめ学生にはその旨をご理解いただくよう十分にご説明ください。

(2) なお、「介護等体験」事業に参加する場合、貴大学で作成された所定の「証明書」は当日、学生がご持参くださるようお願いいたします。

(3) 必要な持ち物など受入施設決定後の連絡調整については、大学等と社会福祉施設等で直接行ってください。

## 5 「介護等体験」事業の費用

社会福祉施設等における「介護等体験」事業に要する費用は、あらかじめ大学等において学生から徴収いただき、決定通知到着後3週間以内に大学等から香川県社会福祉協議会の指定する銀行口座に一括して払い込んでください。

「介護等体験」事業の費用は、調整費用も含め、学生一人につき一日1,500円です。

※振込先 百十四銀行 本店 普通預金 1562906  
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 会長 大山 智

## 6 その他

- (1) 香川県社会福祉協議会は、大学等の「申込書」と社会福祉施設等の「受入計画書」をもとに、調整を行い、結果（介護等体験受入決定通知書（様式3-②）を添付）を大学等へ送付します。

なお、原則として、参加辞退及び参加日程変更は認めていません。但し、やむを得ない理由（病気・けが・事故等）により「介護等体験」を辞退・中止した場合の費用については、社会福祉施設等への介護等体験に要する費用（一日あたり1,000円）のみ返還します。

進路変更等、自己都合により辞退する場合の返還はいたしません。

また、辞退、日程を変更するときは、体験先施設と相談の上、「介護等体験【辞退・日程変更】報告書」（様式7）を提出願います。

- (2) 香川県社会福祉協議会は、年度末に、大学等へ学生の年間体験状況の報告として、「介護等体験終了報告書」（様式6）を送付します。
- (3) 香川県社会福祉協議会は、大学等からの申し込みのあった学生については、「基本台帳」を作成し、一定期間保管します。
- (4) 「介護等体験」事業実施期間中の昼食等は、学生が各自持参するようお願いします。但し、社会福祉施設等から昼食等の提供を受けた場合は、学生が当該施設へ直接費用をお支払いください。